

令和3年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和3年6月21日(月) 14時00分 分館会議室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授) 委員 加藤 順一 (尚美学園大学 総合政策学部 教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総務部長 古屋 勝敏 総務課長 下田 恭裕 主任 加藤 達也、主任 伊藤 大毅 営繕課 副課長 奥野 浩正、主査 近藤 知美、 主任技師 渡部 登紀子、主任技師 坂田 尚也 道路治水課 主査 新井 績 下水道課 主任技師 青山 拓未
会議次第	<p>I 委嘱状交付式</p> <p>1 委嘱状交付</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>II 第1回入札監視委員会</p> <p>1 開会(総務部長)</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 委員長の選出について(進行=総務部長)</p> <p>(2) 委員長職務代理者の選出について(進行=平岡委員長)</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>① 令和2・3年度入札制度改正について</p> <p>② 建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>③ 入札参加停止情報について</p> <p>(4) 審議案件</p> <p>① 令和元年度建設工事案件に係る審議(一般競争入札)1件</p> <p>② 令和元年度建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1件</p> <p>③ 令和2年度建設工事案件に係る審議(一般競争入札)1件</p> <p>④ 令和2年度建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1件</p> <p>⑤ 令和2年度建設工事案件に係る審議(随意契約)1件</p> <p>⑥ 令和2年度建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1件</p> <p>(5) 委員による協議</p> <p>(6) 審議結果講評</p> <p>(7) その他</p> <p>3 閉会(総務課長)</p>

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(3) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>①令和2・3年度入札制度改正について</p> <p>②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>委員：令和2年度の入札中止案件が前年に比べて増えているようだが。</p> <p>委員：地域要件を広げてもう一度入札をするのか。</p> <p>委員：建設関連業務の総括表の入札中止案件で、設計内容に誤りがあったとあるが、設計は市がやるものか。</p> <p>委員：5、6、7は一連のものか。</p> <p>委員長：建築工事が90%に張り付いているが、予定価格は公表か。</p> <p>委員長：入札する業者は予定価格については入札する時点ではわからないから自分で積算をして入札をするということか。</p> <p>③入札参加停止情報について</p> <p>委員：入札参加停止期間はどのようにして決めているのか。</p> <p>委員：こうした入札参加の停止を通知して、繰り返すケースはあるのか。</p> <p>委員：他市の業者でもその都度通知はしているのか。</p>	<p>事務局：富士見市の入札制度について説明を行った。</p> <p>事務局：資料1～6に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：参加してもらえる業者数が少なく、入札者がいないことによる中止が多かった。</p> <p>事務局：1回目は市内業者を優先して制限を加えているが、それだけだと難しいケースもあるのでふじみ野市、三芳町や川越県土整備事務所管内を加えて再度入札を行っている。</p> <p>事務局：設計は市が行ったもの。担当課で誤りに気付いて入札を取り止めてほしいとの依頼があったため中止した。そのため一度中止にして、再度設計を見直したうえでもう一度入札を行った。</p> <p>事務局：そのとおり。</p> <p>事務局：予定価格は事後公表だが、設計額を事前に公表している。</p> <p>事務局：そのとおり。</p> <p>事務局：資料7に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：富士見市の契約に係る入札参加停止に係る措置要綱に基づき、該当する条項で期間を決めている。例えば契約違反では2月から6月と定めている。</p> <p>事務局：富士見市の案件で指名停止措置を何度も繰り返したことはない。他の都道府県から来た情報を基に指名停止を行っているケースもあるが、そういった場合には繰り返している例もある。</p> <p>事務局：指名停止をした場合はその業者に通知を送って、詳細をその都度伝えている。</p>

(4) 審議案件（事務局・担当課から説明）

令和元年度年度執行入札より 2 件、令和 2 年度執行入札及び随意契約より 4 件抽出。

案件抽出委員：選定理由は、競争入札と随意契約の件数をまんべんなくということ意識して選び、それぞれについては、契約金額の大きい工事又は落札率が高いものと低いものを抽出した。

① 令和元年度建設工事案件に係る審議（一般競争入札）1 件

市立勝瀬小学校大規模改造建築工事（第 1 期工事）

委員：制限付き一般競争入札とは、富士見市としては一般的な方法なのか、コロナの中で指名競争入札を増やしたという説明があったが、何かしらこういことが考慮されているのか。

委員：建設工事だと、設計金額が事前公表で、92%で揃えるという大変だが、5 者の入札額が同額で令和元年度のくじ 2 1 件中の 1 件分ということか。

委員：最低制限価格及び調査基準価格の算定方法は公表しているのか。

委員：業者はそれを参考に見積りを出してくるということか。

委員：一般競争入札の際に、入札をしている者が 6 者だが、入札前に入札参加申請をするのか。

委員：入札参加申請をしたが、入札はしない、ということは結構あることなのか。

委員：それは市側としてペナルティなどはあるのか。

委員：くじはどうやって行っているのか。

担当課：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：先ほどのコロナの件は令和 2 年 6 月からなので、この時はまだ対象にしていなかったが、制限については元々富士見市では市内業者を優先する方針で行っており、まずは市内業者を入れていくという考えで行っている。

ただ市内業者で 700 点以上の業者は数が限られるため、ふじみ野市と三芳町も入れて、ただふじみ野市と三芳町は 1000 点以上という高いハードルを設けて制限付きの条件としている。

事務局：そのとおり。

事務局：公表している。

事務局：設計額は公表しているが、その内訳までは公表していないため、仕様書を見て一つ一つの項目を積上げて、計算を業者ごとに行っていると認識している。

事務局：そのとおり。

事務局：あると思われる。

事務局：ペナルティはない。

事務局：各社が入札の際に入力をするくじ番号を用

委員長：工事名が第一期ということだが、第二期、第三期はどのような工事内容か。

委員：一期、二期、三期、の分け方は年度か。

委員：令和2年度の工事を見ると、第二期工事があるようだが、令和3年には三期工事を出すのか。

委員：一期と二期を同じところが受注したほうが安くなる、ということはないか。

委員長：事案になっているこの件は夏休み中に行ったのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

②令和元年度建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1件

市立東中学校トイレ改修工事設計業務委託

委員：指名競争入札ということは、過去実績等を考慮して選定していると思うが、発注実績があり、かつその業者それぞれの業務の内容を踏まえて、ということか。

委員：学校トイレの改修という業務の特殊性も踏まえているのか。

委員長：これはトイレを全て改修する工事か。一度にできる工事なのか。

委員長：これは老朽化しているとか、現場から要望があったものか。

委員長：和便が多い、ウォシュレットにしてほしいなどの要望は学校からあるのか。

委員：ということは、本件は東中学校だが、順繰りに他の中学校に回っていくということか。

委員長：洋式の割合はどの程度に増やすとかは誰が

いて電子くじで行っている。

担当課：北、南、中央で分かれた小学校の校舎棟に合わせて、内容は一緒だが棟を分けて一期目、二期目、としている。

担当課：校舎のエキスパンションという構造的な切れ目で分けている。

担当課：そのとおり。

事務局：三期工事はゼロ債務工事で発注している。

担当課：ないと思われる。

担当課：基本的には主要なところは夏休みだが、工事規模が大きいので夏休み以外もやっている。

担当課：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

事務局：そのとおり。

事務局：そのとおり。

担当課：校舎のトイレを全て改修するもので、設計はこの案件で行い、工事は一期と二期に分けている。

担当課：そのとおり。

担当課：基本的に洋式化の改修となっている。和便を洋式にしたり、床をタイルからドライ式にしたり、小便器を自動洗浄型にしたりといった内容で全小中学校のトイレで進めていくということになっている。

担当課：そのとおり。

決めているのか。

委員長：ここで落札した設計者は何回かトイレを見て、これなら洋式がどれくらい入る、など含めて、設計するものか。

委員長：入札に参加する前に図面は見ているのか。

委員：建築設計のときの最低制限価格の比率は何%か。

この件については妥当ということで審議を終了する。

③令和2年度建設工事案件に係る審議(一般競争入札)

1件

市立西中学校大規模改造建築工事(第2期工事)(ゼロ債務)

委員：入札をゼロ債務負担行為で行って、契約を行ったのが令和3年3月、実際に契約期間を見ると令和3年度に入っているということか。

委員長：実際の工事春休みからやっているのか。

委員長：中学校だと学校がやっており、中間試験や期末試験などもあるがどうしているのか。

委員：音が出る工事は土日に限定するなどのしぼりを設けると契約期間は伸びるものか。

委員長：ゼロ債務は夏休みに集中することを避けて業者が参加しやすくなるような趣旨のものか。

担当課：それは学校サイドと協議をしながら、この設計業務の中で調整しながら決めている。

担当課：基本的にトイレの位置が変わらないので今の既存のトイレの形状等を判断したうえで、こうなるんだろうな、と想定して入札をしていると思われる。

担当課：既存の図面は入札の仕様書の中で示しているので、それを見て応札してきているものと認識している。

事務局：委託については最低制限価格の計算式は工事とは別の計算式を用いて60~80%で設定されることになっている。

担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：そのとおり。

担当課：工事は5月頃からの着工となっている。

事務局：4月に入ってから入札をした場合、どのくらいに着工できるものなのか。

担当課：議会の日程にもよるが7月上旬ころになると思われる。

担当課：今回は特別教室棟といって理科室などをメインにやっているのですが、子供たちはそこにはいない。ただ音が出るような工事は土日に作業させるようにしている。

事務局：やはり夏休みだけでは対応できないため、学校運営に支障のない範囲で工事期間を広げて行っている。

事務局：日本全体でみても工事の平準化が求められているので、いかに4月から6月に着工する工事を

委員：お金を払うのは次の年になってからか。

委員長：入札をしてもその後議会の承認を得られない場合も想定されるのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

④令和2年度建設工事案件に係る審議(指名競争入札)
1件
市立針ヶ谷第2放課後児童クラブ建設工事

委員長：増築とのことだが、既にクラブがあって、そこに建物を増やすということか。

委員：クラブに来る子供たちが増えたから増築、ということか。

委員：その要望はコロナに関係なく、か。

委員：コロナの関係で指名業者に変えていったことで指名業者の選定数は増やしたりしているのか。

委員長：市内業者以外を選定する、という選択肢はあるのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

⑤令和2年度建設工事案件に係る審議(随意契約)1件
道路修繕工事(その1)

委員長：工事続行不能届が提出された、というのはどういうことか。

増やすか、という目的の中でそういった趣旨で行っているもの。

事務局：そのとおり。初年度に予算が付いていないので、ゼロ債務という名称になっている。

事務局：市の予算は令和3年度であれば、令和3年度予算、として組んでいるが、その前の年度に翌年度にこういった工事をやるということを議会で債務負担行為の設定を承認してもらったうえで前年度中に入札を行っている。

このような取り組みを進めることができれば、業者も4月から6月の閑散期になっていた期間にも仕事が取れるような状況になってくる。

担当課：資料「様式第6号その4」に基づき案件の説明を行った。

担当課：そのとおり。ただ既に1棟建っている同じ敷地に建てるもので、建築基準法的には増築という言い方が見た目は1棟新しく建てる新築となっている。

担当課：そういった要望が保育課からあったため。

担当課：要望はコロナ前からである。

事務局：指名業者数は従来の基準のままである。

事務局：市内業者だけで競争が成立するようであれば市内業者を優先して選定している。

担当課：資料「様式第6号その5」に基づき案件の説明を行った。

担当課：受注者から諸々の事情により工事を続行することができない、との届出があったため、工事が完了している部分までの出来形検査を行い、出来形

委員：契約違反だから入札参加停止で5か月、ということか。

委員：地方自治法施行令の167条の2第1項第5号の適用理由は、

委員長：工事続行不能届が出る前から契約期間を超過していたのか。

委員：仮に半年遅れで工事を完成させた、といった場合にはペナルティなどはあるのか。

委員長：前の施工業者が行った工事というのは後の工事に影響するのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

⑥令和2年度建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）1件
ストックマネジメント実施計画策定業務委託（管路施設）

委員：ストックマネジメント実施計画について教えてほしい。

委員：何年計画か。

委員：いつからの計画か。

委員：今後実際に補修というか、計画を実施していくのか。

委員長：こういった計画は10年に1回など見直しをかけていくものか。

を認定して完了部分の支払いをして、残部分について次年度繰り越して工事を行ったものである。

事務局：そのとおり。

担当課：工事途中部分の復旧を至急行う必要があるため、緊急性があると判断した。

担当課：当初契約が12月で終わる予定だったがそれも超過していた。

担当課：工事が遅れた理由等にもよるため状況に応じて、と思われる。

担当課：影響はあると思われる。施工途中の部分や、完了した部分を測定し直したりして、再度計画を練り直したり等、難しい部分はあったと思われる。

事務局：資料「様式第6号その6」に基づき案件の説明を行った。

担当課：市内の下水道施設の管路施設について今後の標準耐用年数を経過するにあたって、コストの平準化や維持管理の方針などを明確にしてどのように今後管理していくかを計画するもの。

担当課：35年計画である。

事務局：平成30年度からである。平成30年度に全体計画を策定して、令和元年度にどのように劣化しているのかを把握するためにカメラ調査を行った結果を基に今回の実施計画を行っている。

担当課：緊急度など判定して更新・修繕・改築計画を作ったのでその対象となる管路を今年度実施設計をして、来年度から更新工事を進めていく予定である。

担当課：5年に1回見直しをかける。

<p>委員長：5年前にも同じような入札を行っているのか。</p> <p>委員：市内の業者ではないようだが、業務の性質によるものか。</p> <p>委員：ということは他の自治体でやっているような業者を選定しているのか。</p> <p>委員長：参考見積を徴取していて、設計金額は参考見積の金額と同額なのか。</p> <p>この件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>担当課：管路のストックマネジメント自体は新しい業務であるのでそれは行っていない。</p> <p>担当課：業務の性質が特殊なものなので、市内やふじみ野市、三芳町といった範囲では難しいためさいたま市の業者が多くなっている。</p> <p>事務局：システムで参照できる県内の入札実績を基に業者を選定している。</p> <p>担当課：設計を行うにあたって、参考見積は取っているが、下水道の積算基準書の歩掛りを使っているので見積りどおりというわけではない。</p>
--	--

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆コロナによる指名競争入札導入の効果がどの程度あったのか、これからどれくらい出てくるのかについては、引き続き注視する必要があると思われる。 ◆ゼロ債務などの新しい取り組みも行われており、今後も適正に進めていくべきと思われる。
-------	---